開國起原

特
リ伊5
2110
8

リ5
2110
8
特

宮城縣立圖書館

開國起原卷七

米國官吏出府一

亜墨利加蒸氣船壱艘入津ニ

依ニ付ヲ上ル書付

長田伯耆守

昨廿一日未刻武山遠見番所合砲相聞ヲ被

異船壱艘入津致しゐ候後番所等より注進有
之ゐに付支配向之もの兼通詞共を立合ひ御
定方仕目付方被越越意相尋ゐ愛西曼利加燕
氣永二酉拾ヶ月以前米国出帆愛之航海之上
南港入津仕ゐし由ゐ乍ストロンク（人名）南港ニて長崎官吏其他士官
水夫等弐百五拾四人乗組長崎今廿二日一同
上陸面会仕ゐし度旨申候ゐ付三対
門弐対を改府壱対を私共江見出ゐに付語取
被申ゐ旨支配向之もの等吏ゐ申聞右書付弐

海舟書屋

対ゐ写ゐ見出不申ゐ様之私上意接ゐ心得
よりて相成ゐと雖ゐ仰渡ゐ趣を以外壱対
一同和解為仕ゐ度いつれも官吏長崎方ゐ我
ゐ者ゐ右を先達中ゐ沙汰方ゐ次第奉長合
様ゐ説諭およひゐ様ゐ仕ゐ旨今日ゐ用有
おゐゐ面会ゐ上意接ゐ接拒等進ゐ申上ゐ拒
て仕ゐ様之先つ別紙接文字書付兼和解對話
書ゐも相添右取敢拒候申上ゐ以上

七月廿二日

安政三辰年

西國紀元千八百五十六年八月廿一日（安政三年七月）

支下田港軍艦フレカット、サンゼレント上ヨ

於て下田来ル日本を

軍艦サンゼレントを印度支那日本海ヨ傳ふ

るアメリカ水軍ヲ総督アトミラール（官名）セー

ムス、アルムストロング（人名）ヲ旅下ヨ屬し海

そるものこと班地ヨ渡来をしハアメリカ合衆

國ヲコンシエルゼテラールを帝國日本港上

ヨ停留せしめんがあり班官職を吾ヨ任せら

れしものもとあり右ハ条貴君へ告述を吾亦

海舟書屋

貴君ヨ二輪を送る是を帝國日本外國事務宰

相ヨ呈するものあり是を城丈遠ヨ江戸ヨ送

ることを班ヨ貴君ヨ吾懇萬恭敬を表す

帝國日本（本ハ）
アメリカ合衆国コンシエルゼテラール（総領官）

トウンセントハルリス立判

帝國日本外國事務宰相閣下へ

プレシデント（大統領）ミニストル（尊稱）トウンセン

トハルリス（人名）ヨ余し帝國日本へ合衆國コン

シエルゼテラール（総領官）を素らしむるヲ吾

是を貴君より速かに来情を回し〳〵辨知し給ふ事を願ふ尚の吾又願ふ貴君の意を以てミニストル、パルリス回くるひを更政府の如き速る為れ法事を信用し給はん事を願ふ且他の法別に於くコンシユルゼネラールを待つ他法禮義に等しく延しなはん事を吾も好意を以て貴君に恭敬を盡す

ウイユルメルシ人名在列

千八百五十五年八月廿二日安政二卯年七月廿二日に当る　華盛東に別府に於て

海舟書屋

千八百五十六年八月廿一日於下田港アメリカ合衆國コンシユル、ゼネラール官名在江戸外國事務宰相閣下へ

吾印度支那日本海に於る合衆國水師総督アドミラール官名ゼームス、アルムストロンクの孫下に属し渡航せるフレガット艦サンセシント号に乗り下田表に於て貴君へ速且アメリカ合衆國政府のセケレタールス官名より貴君に呈する書翰を送り帝國日本へアメリカ合衆國のコンシユルゼネラールに吾を

任せる旨を和蘭譯文を添述るあり

合衆國プレシデント大統領此る心力を盡し今

能く両國の間に存する感情を專らにすし

猶時々新なの変を施し此両國の人民の間

に於て互の誼意を保固する事を今より

吾為條の預を遂をして止事能はざる且此國の

政府に怨情を表するを吾燃るめきの志積あ

るを述ふ

爰に預ふ公に示諭し我官職に意をへき他法

をいて保護しなんことを吾爰に貴君に当敬

海舟書屋

を盡されを意を述るあり

亜國官吏反復方々に付下回書を見過て書

面の儀は下一覧勘兵仕る変此極中淡列て上

一時仮に亜英亜の名目相撰ん其竟社方限り

て義に白官吏上陸目標て築迄も立亜ん次第

に付て此を此國地に官吏英亜ん義を述に

当國にも相違つ中第に魯西亜ようも亜人官

吏英亜に以後を交渉に一連紙旨て約定も

付て其義に而り後て義を以渉論談ん亜國

同振ヶ振合ニ而亮亜ハ義ニハヘヶ亮拒見
振亜ヶ九ハ振ヶ只今後ヶ文字ヲ居亜ハ速魯
西亜官吏渡来ヶ長ヶ都合ニモ相成兼其上亦
彼中上ハ通り後ヶ義ニ而ヶ肝要ヶ亦彼ハ等
十分及談論兼ハ場合モ有ヶハ為公儀官吏ヲ
亮亜ハ方ニ而成ヶ以後ヶ亦彼ハ等殺ヶ相立
ハ方後来外国ヶより官吏相渡シハ義ヶ扱振
基本モ相立ヲ拒ヶ彼ヶ来ハ為後ヶ振其
後ハ振亜ハ振ヶ亦彼ハ後論モ属兼其
上外国ヶよりモ同振ヶ振合ニ而亮亜ハ振ヶ

海舟書屋

拒絶モ出来兼つまり規則モ亦ヶ諸国ヶ官吏
亦亮亜ハ振成ハ為ヶ以ヶ外ヶ義ニ付事ハ
見込ヶ通官吏ヲ亮亜ハ方ニハ決定ヶ亦為立
ハ為亦彼ハ後ニ委任モ為ヶ萬ヶ動来ヲ考シ
猶ヶ相伺旨ヲ仰渡ヶ彼方毎ハ同役一統評議
仕被申上ハ以上

大目付
作間付

八月

安政三辰年八月廿四日大和亜渡

岩瀬伯理に

亜墨利加官吏上陸止宿之義に付彼永滞来に
つき此方より長支之趣を以強相拒候て及懸接
者第四下田奉行中浦亜に於て今般官吏を
類を以渡来に亜人に懸接を上彼に も滞留滞
しに上を今更引拂に致も如来中号変更之當
今不拘止来留に付官吏変亜に方に下田奉行に
相違に号其方義不宜彼地に相談下田奉行相
談取締の手多て亜に計に能わをヨロシヤ官
吏之義を条約四之義も有之猶英佛其外近く

海舟書屋

同様之義て中立を必定に付実を不容易国家
之体文章に有之に号邪教伝染を勿論土地を
愚民外夷を仕習に不押移拙篤を下田奉行中
談最初より後速近に取取締策を動揺を上
家居其外も て城丈極く狭少に取締に国害不
相成様下田奉行俱く踏込入念主法取調て亜
中国に

但相談に器を万端を経に いろし宿泊等費
弊不相成様相心配為地に用も多端を義
に付彼地取締方を見居も有に上を つく帰

存ル旨ヲ以テ公使ノ来

下田奉行ヨリ相達ノ書付

其地ハ亜墨利加官吏共亜ノ二付而ハ不容易

来ルヒ仰ニモ拘リノ義ニ付是ヒリ書面

用ヲ岩瀬肥後守ヲ以テ出立申渡ノ旨ハ亜使ヲモ

勿論意接等ヲ義モ同人ヒモ待受ヲ支ヒ申渡ヲ

上亜計ノ旨ヲ以テ公使ノ来

右ヲ通下田奉行ヨリ相達ノ旨ヲ以テ其意来

辰八月晦日ヲ次応御ニモ不同代ヒ申ヲ

海舟書屋

亜墨利加新下田箱館ヒ入港ハ英仏相成ハニ

付而ハ彼国官吏英亜ノ義強約ヲ頼モ方ヲ英

新追ヲ渡ニ付而ハ法来反御筋ヲ義心配ノ

者ヒヲハ而ハ　清国ヲハ為不相成彼国渡府

ヨリ為モ源ヲ心配渡シ追ヲ申立ノ頼モ者

ヲ班方ニ為ハ　清国内ヒ英人英亜ノ義

素ヨリ不相筋ニノ旨ヲ猶都考渡シノ旨ヲ何

旨ヲ新渡来何旨ヲ義仕如シ申モ猶計右旨

ヲ長ニヲ官吏英亜ノ旨ヲ如何旨ニモ反御方

如来ノ義ニ付此度下田港ヒ彼国官吏英亜ノ

方ニ治定致シ帰国為致ル事ニハ先右ニ付而
も邦交倘深不致振其外万国ニ厳重万計家后
もて撰丈万端万建貿之しル積丈ニ中彼ル月
付君瀬修理彼地ル江発之下田表ヲ中後後表
迄之ハ万国帰国法事為万計ル若ニハ彼ル要彼
是深流中唱ル者も者之自然流勢致しかく
沛然向かわ之 沛心死もて社為主要ニ付尚
能之ハ変亜振先ヲ万万教中進ル名儀
奏元ル亜相達亜ル振ニと為ル以上

八月晦日

連名

海舟書屋

阪治浪治与振

アメリカ領事官書翰和解

アメリカ合衆国ノコンシュラート。ゼネラール

下田 一千八百五十六年

帝国日本の外国事務宰相に上つる

吾国の改革日本事務に大関係ある至重大の
事件を余ヨ委任せるよしを閣下に告げ且帝
家改革ヨ上告せしむ亜しと命を望
合衆国の大頭領帝陛下に呈する一書を余ヨ

命して送り遣せしむ

二大國人に拘いうる諸事ハ至高貴の官人に其要重を命ずるを如良策とす已る此官に任ずる人躬自ら會同し十分に心腹を披き自由に互に其所重の法律を議定するより良策をあらさるなり然るに彼と彼れとに是に係て所用あへきの如ハ彼の所重ハ彼等重に察知されて也

若し別樣に是くの如き事体を書翰にて要重をんとする者不幸の事あるへし彼と彼れ

海舟書屋

はさきに云へるように大勢の警後を就ひへし且ま國の言語各〻文法を異にするもれは多くの謬解を生ずるさと為る亟し

余是くの如き不幸を避くるもたゞ江都に於こんと決定をされ帝京の高官と直に議定をんと欲する志望

閣下此地より江都に於く張達の妙き供給の要重を指揮し此用意已に整ひたるとれ先つさきを余に告知するさとあらさる余に於く感謝に堪へす

余下田に来る後三五週の後を待て江都に行く事を閣下に上告せるを上策なりと決定し但軍用フレガット船に駕して江都に詣うし後ゝと往くをぬとすと思へり

若し軍船を乗入るは無智の衆人に恐れ騒動を起すおそれあるのみならず法行にも吾秘書記及び二三の使役れみを蒙ぶへし

余り合衆国より日本に来る途中暹羅の二王と交易の條約を為せり今其條約を和蘭語に飜して附呈せ仰願くは閣下此條約を及ぼ被

海舟書屋

覽しめまいんことを

香港総督シル。ヨン。ボウリング卿に英吉利政堂より帝国日本の事に付て志願ありしこゝろ及び其かをひ企ある事を余に十分に説明せり余江都に赴るのち閣下にこれを傳説せんと欲せ

余吾が大に謹く閣下を崇敬せる意を表せ

謹言と云ふうとき意

トウンセント。ハルリス　親筆

三ニストル。アト。インテリム官名及び帝国

日本の事務を領するアメリカ合衆国の

コンシュルゼネラール官名

正譯

ウ。イ。ヘウスケン

下田表立留居立ん亜英理加官吏より長出ん
書翰和解仕候ハ不熟覧勘弁仕ん愛彼国大統
領より拝命奉り仕至高貴官之ハ
方ハ直ニ英上ん拝ハ中分載書面等ヲ注後ニ
西ハ語言文字も相通仕ん愛より齟齬を生し
却て不利之愛もて有之ん旨直拝江戸表ニ於

海舟書屋

軽ニ居出ん西洋老中方ハ詳細之上右書翰相
呈し両国人ニ拘りん大事ハ和解第ハ後判中
上且英吉利使長浦走之接拝物を已云上仕度
也去軍艦等ニて相戦ん拝ニ西を異拝ニ長成
衆人の疑惑を生し中ん旨伺けかく用立
さる拝夜勝出居仕度との旨中立方係理も相
立孫勝ニ相国班上ハ断て相成ハ辞柄も伺多
之之遂西中立ん節合を免ニ角彼国大統領よ
り持来之書翰も有之伺きの通ハ国地永住之
官吏ニハ居ん上居終班地之ハ用ニ相立ん拝

仕向方ハ為ニ而ハ長崎表
立留申必丹五ヶ年目毛上ニ而ハ振合も有之和
親之國より度々立留度立ル官吏ニ参江戸表
江出ル考ハ不相成ニ付其事実彼是延
々相成候事迫申立自國軍艦差ハ出直振
京組品川沖江来迄ハ必定之事ニ有之候
迫も蘭人等之例を引き渡ス出府仕ル旨申募
ル如何とも仕難切願相成場合ニ至リハ度免
し江戸ハ勿論更ニ恩遇之被も相願度不申候
こ為ら江戸都ハ不強く申立ル故伺免評相成ル

海舟書屋

相成し方事ニ強情申張ル仕癖を厭し且を内ヶ
こ仕伺裁こも不可ル出ル百姓共振外國ニ事情
ハ俱振之ハ為こも相成ル共和蘭甲必丹ニハ振
合も有之ル上ニ外條約源國ニ分も立留之
官吏ニ限り江戸表江ハ出ル考ハ見振こ為一
向ニ此度亜英理加官吏出府ハ振江伺品
川東海寺等江逗留為被度ハ代度ハ猶ニ江戸
遣評定所江度出し之上ハ表中方初めハ意振之拒
意ハ成ども江伺申必丹ニ振合を以洋頭初
等も江戸ハ下ハ不厚くハ百姓江戸表ハ成之ハ、更ニ

是迄今日所要とハ拾別之義ニ而鬼角日本人
右外國民を仇讎の如く称しかとの後欲も永
繹仕候ゝ後到業外に手順宜敷成ハ品も
有之と存候ハ左ハ如下回来清に生留亜英
理加官吏より長出に書面之類拾有ようもに
尋ゝ義有之ハ為中之ゝ通出有之清其長法来
物面緯共有共支配向ゝ門両三人同導為渡出
有中品川東海寺に長亜に接相心得敬合宜麦
板官吏に中清通中其外ゝ手續之相成方数相有
之面緯宜板平ゝ有調之相同吉下回来清に

海舟書屋

安緯也之ハ先事務に私共評議仕成内下に書
翰和解之冊相添返上仕候間中上に以上

海防掛

十月

蹈鞴甲斐守
土波丹波守
筒井肥前守
伊澤美作守
勝房民部少輔
一色邦之輔
岩瀬修理

同年十月晦日倚中ヨリ相渡

大久保右近将監

津田半三郎

小田原藩ヨリ相達ス書取

亜墨利加官吏ヨリ発出ス書面ヲ和解ス心得

発端ハ右書面ヲ数ヒ江戸ニ発出発中ニ

亜ニ申立ル中ニハ拠ル旨ヲ藩ハ中立ハ義

ハ則政府ニ申立ハ筋ヲ変右ヲ発亜ニ中立

ハ拠ニヨリ藩ハ論ヲ政ヲ伺ヒ亜ニモ

海舟書屋

藩ニヨリ相来ルハ儀ニ付返翰等モ発ヲ為

ハ為官吏ヲ書面其方ヲ心得迄ニ熟覧いたし

篤ヒ勘考ヲ上如何拒ニモ実情ヲ尽シ申諭旨

ヲ藩ハ要任ヲ儀故ヲ隔意ヲ中立合伺拒

ニモ申渡ハ拒ヲ旨ハ論ハ事

安政四丁巳年正月十六日倚中ヨリ亜渡

評定所一座

海防掛リ

長崎

箱館奉行

覺

下田主留ヲ亜墨利加官吏ヨリ売中ニ面會ヲ願
書籍ヲ以テ中立ノ願ヲ一ト先下田奉行ヨリ引
請度段ノ振相達候趣致承知候ニ付ハ此段
上申立ヲ以テ次第ニ寄相応ノ為ハ右ヲ長ニ元度段ノ方ヲ
相撰ノ為ノ二ノ右ヲ長ニ元度段ノ方ヲ
御ヲ官吏ヲ義ハ身柄宜敷者ヲ中ニノ右度
段ヲ義是迄和蘭甲比丹ヲ振合ニヲ相撰ノ
為ノ右振段ヲ禮義ヲ勿論ノ段猶意接物而
其外ヲ万端ヲ段振廉ヲ度相ヲ却無ク御
海舟書屋

一ヲ中間ノ事

亜墨利加官吏ヨリ書翰

貴國より日本ヲ来翰ニ関係ヲ重大ヲ事件
ヲ自分共ノ中ニ一ト立ノ旨
貴國大統領より命ヲ趣其外ヲ件ヲ
去年九月中ヲ書翰ヲ十二月ニ至リ病中ヲ
ヲ書面ヲ熟覽ヲ致ル変下田箱館開港
已来両國ヲ法件雑ヲ函館ノ所ニ来ル度
委任セシムル上ヲ仮令重大ヲ事ヲ（ヒ）

中立に来とも あらハ其状を行へ中国らるゝ
ハ即自分共に直ニ中立にも同様おれを隔意
なく事行へ後語あるへし此旨告知せしむる
ものなり

安政四巳年正月

堀田備中守花押
阿部伊勢守同
牧野備前守同
久世大和守同
内藤紀伊守同

海舟書屋

下田奉行に相達し書取

亜墨利加官吏に通船差出の旨を相達右通船
を拒て心力を尽し談判に被一
に及ハ
一欠乏を品三割を夏加度兎に角の書分一割
に減ぜに振て百分計に
一官吏居所を勤番不を引拂ひを後官吏を番
不限りを後番の後ぜに振て安堵同を不取
締方を振替を心得に
一官吏共令浪浅川警相激に英船の方々を

相濱其港ハ札ニ与相濱ハ振ツテ在百汁ハ

一七里絶道程ヲ隔テ別港ヲ論判不致允天城山麓

ヘ相越ハ共ツテ疾障人家モ無ク事故ヲ心ニ与

疾略設置ハ振ツテ在百汁ハ

一諸入用ハ出方相成ハ費事実ニ極多ハ一方年

ヲ限ニハ但セヲ変ヒモ多心兼ネミヲ費

セ不及何百汁不苦ハ

一遊歩ニ接止宿設ハ長ヲ寺院ニ限リツテ在度免

寺ヲ変ヒ限リ取屋ハ振深ツテ設ハ

一法事何ニ不及寺ハ但セニ不相成ハ而モ

海舟書屋

機会モ失ヒ示権威モ亡テ百姓向度支ハトノ

疑ヲ田限リノ費モ事ヲ多ヲ極ニツ方ヲハ当向

後モハ但セ亜ニ属成ハ当惑ク入急 清国体

ニ不拘清為豆振ツテ在百汁ハ

蘭文飜譯

亜米利加合衆国コンシユルセヲラール所望の目録

第一亜米利加人持来る貨幣の位々日本人と某

定ヲ時同種の日本貨幣ヲ掛け合ヒテ百極む

亜ヽ即ち金ヲ金ヲ銀ヲ銀ヲ也但し清亜ヽ先

費のため日本人に五分歩ハ色〻

第二ハ田箱館港口に於て地を雇ひ家屋を買ひ之を造立し之を彼後し之を愛草し又止を不許時々之を破解するを亜米利加人に惠む色〻

又是ゝ為めに物産を得日本の工人を用ゆるを惠む色〻

第三日本小船を法を犯し為る亜米利加人を亜米利加のコンシュルセヲラール或をコンシュルゝ課し亜米利加の制度に因て之を罰そへし

海舟書屋

日本に於て亜米利加人に対し法を犯し為る日本人を日本の頭人ゝ之を課し日本の制度に依て之を罰を色〻

第四條国肥前長崎港を亜米利加船の為に開く色〻其地に於て破船を修理し薪水食料其外入用の品を得る為り若し炭を求る事を得ハ同船之を送るへし

此送り物の為令限浅を以て拂ふへし若し又貨幣を不持時を高物を取ル色〻

第五亜米利加船第四條に載る如き貯物を得ん

り為め不日箱館港より速に貨幣を不拘時も又
共送物の代として高値を用るへし
第六コンシエルセヲラールを政府役人の立入
なく自己英国家族の為自身或を名を以買
入貨幣を以て拂ふ物の免許を望む右同物コ
ンシエルセヲラール名下田より七里箱館より
て五里乃境堺を以て律せらるさる事の免許
を望む
コンシエルセヲラール迚ふ亜米利加令銀工
を日本に送らしめ免十年の約定を立て五分こる

海舟書屋

此國の諸貨幣を造らしむ可し

亜墨利加官吏に及意接に義こ義こ付
内密申上る書付

井上伝濃守
岩田伯後守

此度西国官吏に及意接に義こ義
密こ義申立度不順事件に付入る国に武と
相尋ぬる事柄こ書に直こ申上に義も可有
旨相答尚彼任申支配向者出席之者の退座為

彼子細相尋ハ墨亜墨利加大統領ヨリ命セハ彼
國外國事務宰相ヨリ官吏ニ相渡ス書翰ニ付
右ヲ別紙ヶ条ヲ漢中國ハニ付口上而已ニ
而モ事実ヲ不平等ニ通商等訳述ヲハ而モ
不拘合ニ付右ヶ条為見呉ハ振中後為見語ハ
変暎文ニ而漢意貫ハ極ニモ解業ハ旨蘭文ニ
亀譯ヲ変中後ハ変彼國政府ヨリ官吏ハヲ中
知書ニ付譯ニ相渡ハ我ハ驅彼係懇篤ヲ色ヲ
以對語ヲ長限是語ハ我ニハ〻訳為彼ヲ持越
吉中國則去ル七日右訳持参いたしハニ付森山

海舟書屋

多吉郎伊東貫爲ハ中付一覧為彼不審ヲ廉等
彼ヲ通商官ハ問合漢意為書取中ハ依ヲ乃合
ヲ為免右書付相添被渡中上ハ以上

巳二月十一日

森山多吉郎
伊東貫齋

二月七日亜墨利加官吏ハ對話
ヲ長一覧仕ハ蘭文ヲ漢訳取中
上ハ書付

一日本人をして温和なる條約を正しく解らしむ
尊く我が政府の旨意あり若し日本人速に
充分此旨意を守らざるは大統領猶係わく
他の法を企つ可し
一日本と通交を求めし失費英国人の者益
尚我国人の性分に於ても條約を反する所為
を忍ぶ事を得ざる
一後ち汝日本の高官に告げ我命を空しくせる
時は日本人の防きのみ此法を以て我が旨意
を貫くを知らしむへし

海舟書屋

和蘭譯文和解

亜墨里加合衆國のコンシュラート、セネラール
下田　千八百五十七年第三月廿八日　安政四年巳三月三日

執政方

堀田備中守
阿部伊勢守
牧野備前守
久世大和守
間部対馬守の各台下に奉る

安政四巳年正月各台下より賜はりたる一通の書翰を謹け右り而く披見せり去る予の千八百五十六年第十月廿五日安政三辰年九月廿七日及ひ千八百五十七年第一月八日安政三辰年十二月十三日の日付にて別々に江戸より立る外國事務の宰相たる各台下に奉りたる二通の書に答へるの為那りり

各台下の書翰ハ簡古に下田奉行に告るハ江戸にて各台下に上告せると同拓なるやを書きり

海舟書屋

予の二通の書中に書き載せたる事ハ三ヶ條たり○其一ヶ條ハ予ハ日本帝陛下に奉れる合衆國の「プレシデント」の一書翰を持ち来れる使命ある事を載す

其二ヶ條ハ我國の政堂より予に兩國間の關係に重とあるへきヶ條を申伝ふることを命し且會議の事あるときハ去る為に「プレシデント」より予に特派專斷の權を與へたる事を載せ

其三ヶ條ハ此國の事に関係とる英吉利の奉

御職の見込を幕閣に親く問き糺りあり手紙し江
戸ホランダ外國事務の宰相に遇ふことあらハ
其見込を其人に告んことを書き載せたり

千八百五十六年第十月廿五日 安政三辰年九月廿七日の
手の書翰に口上を以返答を賜ひし故を以て
手の千八百五十七年第一月八日 安政三辰年十二月十三日
乃書翰中に不文を記せり

合衆國の「プレシデント」の事に関れる書翰
に別人より口上にて返答を受ること
甚法外にて不似合あるまゝ、思ふに○禮

海舟書屋

儀正しく且丁寧あれハ此の如く大切ある
ことを書き載せたる書翰ハ直に其各国の人
より親う返答をへき道理たるへし○手紙
するに此不丁寧ハ意ありて物し給へるに
々非そして只是等の事體に通さる此過
より新り各台下御らん是へ申したる過
あれハ速に改めを改め給らむを望む

右の如く過を改め給ハむを望みしに此度
各台下よりの書翰にて其望も弘徳へあり其
故ハ此度の書翰にハ「プレシデント」よりの書

輪の事ゝ他ハ一も云ひ及ぶことなきを以て
見るときハ其時北亜取方を十分熟慮して絶
し給ハるゝと見受られハあり
都て大国の頭あるる者より他国の君主ゝ贈る
る書籍ハ尋常贈る和の者と異なれハ恭敬し
て取り扱ひるべき理あり点を恭敬をさる
ハ書を修めたる貴人を敬せを且其人民をも
敬をさるあり
予ね合衆国の「プレシデント」より日本帝ゝ贈
きる書輪を持来きる使者あることを予名台ハ

海舟書屋

ゝ告知らをしハ未已ゝ五ヶ月除を絶あれと
も名台ハあれを等閑ゝ為しあるゆをを国ゝ
通報するをとを予り任の免きさる石あり加
京川條約の第一條ゝ曰く
一方ハ亜墨利加合衆国一方ハ帝国日本の
間ゝ正真伝實の交あるへし
此ヶ條中ゝ載をたる日本より約をる交親ハ
其甲斐おく且其時為したる莊大ある約束に
又して「プレシデント」の自筆ゝて名を書しめ
る書籍を不敬を以て取り扱ひられあるを聞ゝ

と「プレレテント」定先て心を苦むるあるへし

「プレレテント」より班枝らそして思ひ者らさ
る事態を重重そるよ何れのすを方法を用ゆる乎
あれを顕そさとなる事の為さそる和あり但し
「プレレデント」と其国との面目を立く保ち小
足るよ相愛ありと思ふあけの重重を為そそ
乎されを解ふさとあし

我り書輪の第二ヶ條よ獻をある冬不回事ハ
よ全権の任あきを以く乎の任をられたる切
要の事を彼よ告るを待ハそと云へるあり彼

海舟書屋

を唯乎り言ふ所の諸件を関西そく去を江
戸の改官よ伝告そるのみあれハ乎と同しき
権柄あき人よ乎の命をられたるおとを告白
そる冬拙国の官職を奪むるあるへし
乎二三の格別重大あらさる事を不回事ハよ
告け且ソ緊要乃事あるよ国く彼レ江戸に西
るを要をし等よて己よ六ヶ月猶を待あれそ
も会に於く一も変定そるあらし

第十月二十五日 安政三辰年九月廿七日の乎り書中よ社
地よく會議そる事を強く拒むり為よ江戸より

不日迫の距離を引き記し且亜ヶに日本政府
の為る所を於て合衆国の切要たるを有
り拒めあり
予の書翰の第三條に日本政官の有益なる報
告を親く自らヤ上けんとするをとを述ぶ台
台下予の雨く親切なる上を有り用ひさる
ハ予を強て嘆く亜に道理あり仏色とも爾
く有り用ひられさる上も台台下北海道の挙
動を預きるをとを報告をるゆあり
然る云へる場合より他の地にて大主意を上

海舟書屋

告をる事を予り身分の免さる如変なり
予此地に至く日く亜墨利加軍艦の来るを待
ちされる拒して日本政官の有様方を書き贈
らんをとを要を○予ハ真實に台台下北速に
事を要亜して予の嘆く所の諸事を祝ふ改
め補ふをとを望み台台下をして我の政官の十
分に親切なる意思に意をる挙動あるを日国
政府に通報をるを得をあめんをとを望む
事體此の如く成行つて予に於て十分満足た
るへし其故を予日本逗留の間合衆国「プレシ

デントト」の思ひ迎えたる真心の親睦を長音し
て盛大なりしのんあと祝賀とをもいはり予
此書籍を奉るに能く深く恭敬を表せ

親業　トウンセント、ハルリス

帝國日本へ差し向けある亜墨利加
合衆國の全権及びコンシエル、ゼネラール

和蘭語正譯　ヘイルヒウスケン

己巳五月六日　堀田備中守相模

下田奉行に相達し書付

海舟書屋

下田箱館に亜國商人て引渡とのことハ全條約にも
無之廉に而既に和蘭にても能国に高ひ沙汰
いたしの先達いことハ無之いつれとも條約
二ヶ條之文意に基き無論とそし相訪いたして
設ハ
一官吏義随従之者に限り通用金銭引請相渡直
直買売之義を一時来舶之者と遠ひ左住沙汰
上を日用之品に直買之義を無拘に官吏
に限り日用之品調ハ之ハ金銀銭引請相渡ハ
義ハ何之通相心得随従之者共に而ハ何之

廉ニ進ニ辞權（柄）ニ渡ツテ中沢モ新汁ハ百官吏等
同人陸沢下田東洋ニ者ニ限リハ是免ニ致且
日用外ニ品迄モ買迎亜海走永ヘ是迄リハ致
ニ至ニ新反汁令ニ人数ニモ事動ニ至カヘ不
反締ニ出シ不下心（毎）際限ニ不（至）亜ハ新規則ニ定
亜ハ新ニ至渡ハ
一官吏下田箱館共七里立里ニ境界ニ不拘ニ
ニ宜ハ其外遊歩ニ進ニ致ニハリニ者ニ境外ハ
出ハ共渡方ニ致ニハ渡ニ止宿是免ハ上ニ使用
中何地ニ日モ不限自立旅行いたし際限モ無

海舟書屋

ニ不容易筆ニテ七里外ヘ出ハ致不相成様心
力ニ盡シ致度モ強ニ中請ハ新ニ渡ハ老官吏意
掘ニ致下ニハ新破永直シハ長七里より外ハ
新相成新ニ日ニ是支モ穿ニハ右等非常
ニ致ニ臨反帰渡意愛ニ反汁モ穿ニハ不苦
ハ百右ニ様ニ渡判渡ハ新ニ心得ハ
右ニ様ニ相心得亜國商人引移ハ致七里立里
ニ境界相守ハ致等行ニモ不容易筆ニハ致官
吏心至ノ語頼ニ相聞ハ百一ト通リニ日ニ義
語モ渡百致ハ渡ル國家ニ為心力ニ尽シ行

也之も條約面も押へ相防に誠意相貫に拙者
と談判つ致候に事

亜墨利加官吏に及面接に要て

中上に書付

井上伝濃守

中村出羽守

今十七日に用所ありて亜墨利加官吏に及面會
出羽守に渡書付を以に返簡
を不致是要細を同人に致作合方を且業の

海舟書屋

也に渡に度に通私共に中国に之則に亜に
中上に申同拙に付不依何事演寛を以て致膳
談判つ後各等中談官吏に致也に書付相渡
に要書正月中決也に返簡に也花押方を
今般之に書付に也花押致を右を如何之筋
に致之候相尋に号夜急に花押致を後持参
に業を吉中国に要に書面を不審に存しに候
に也使に致を致に沿に同拙を書付に也花
押者致方を致を不都合に存に号に花押を上
に渡致不度候中哉致金業筋に付門書に渡つ

方之右相談之内書付之に願意を相糺し召
集可致上に内書付之に返答私共より相伺
右中少佐二分官吏出府之上に且中上致次
第方之との義を彼是に致支分之に召集向兼
屈し義を願被仰れも茶書に委任を以私
共に中少右中談し変元来重之事件に付
内重と云之に而を願中立候中上に義こを
記を再意に沙汰之願も方を改而私共
に全権を内共に城に右之に説書に沙汰印
を内屈に御方之右を詳見願しに出府等不

海舟書屋

相預書後て私共に委曲に中談右中少右を
不容易中上に也を此上相拒に而
を速も兼仕て為仕との見込を且今般に下
知に度に下回箱鍵預而七里五里外官吏出張
等之義も右に下知之願候合吏之中談に要是
又茶書 沙汰等に御方之に へを巨細談判
之上多分に度器之通兼仕て仕示に相関係に
沙汰判物之義八私共に御方之に沙汰を詳見いと
しに速に而彼方に沙汰を相預に こを右
に御方之に記を官吏も日本に度就に付全

雖然共候由之大統領調判之書付不持渡ニ
候ニ付右を照會致し度ニて及談判候處申出候儀
ニ付彼方受取入候儀ニも候ハヽ　御朱印之御説
書并出府当江御渡被成候官吏江之御書付を
控書之次第ニ付一ト先返上仕候ニ付御花押
之上右　御説書一通御渡御座候ニ付仕度存此
上　御判物等御渡在之候ハヽ容易ニ相成尚又
ニて及応接相成候ニ付何迄も控書申上候
通吏之逮可御渡在下置候様仕度奉存候依之
右　御朱印御渡方之為見吏並調役壱人出府

海舟書屋

為仕候旨對話書先上て申更急申上候儀ニ而
調方不行届候旨右を更調出来次第先上候様
ニ仕候　御判物案相添此段申上候以上

五月十七日

御判物案

井上信濃守

中村出羽守

下田表ニおゐて外國人江引會候儀を都而其方
江令委任者也

安政四巳年五月　御朱印

亜墨利加官吏對話書

井上伝濃守

中村出羽守

五月十七日於浦賀川亜國官吏江

意接仕ル旨ヲ通ル度ル

一意接掛年

此方

一此度中村出羽守殿急キ改府より當地江ハ

来ル筋ハ速迅種々該判も有之ハ旨至真ヲ

事情御守貫通後ハ兼ル所ニ付伝濃守中合議

海舟書屋

実至ル所ハ拙者ヲ始中合ル筋ニ付其方ニも御

銘念ヲ誠実ヲ以該判有之度事ニル

彼方

一玉極ル所ニル以速ヲ腹臓ル該判御ハ

拙ヲ仕ル

一先達而中より亀改ル江戸出ル書面ヲ該通簡

ニヲ及要書ヲ意ヲ不盡故右通簡ニヲ及

旨意委細出羽守ル江命則不反敢同人出張御

ハル筋有ヲ右ヲ該亀改より其許江中入

ル書面出羽守様ル ニ付ヲ相渡ル

一兼而中上ル亀改方ル出ヲヲ中上ヒヲ事

件き大切ニ奏故ハ人拂ニ而ハ後中度ハ

一兼知済ハ

人拂ニいたし出羽ハ委細ハ作合ハ

旨ニ而ハ書付相済

一ハ済ニハ書付一覧済ハ奏而五月中ハ差

ハハ通簡ニきハ花押者ニ今敢ニハ書面

ニきハ花押ニ奏ニ證拠ニ不相成右ハ如何

ニ筋ニハ弐

而色ハ書面ニ指出差出何ニも不

審ニ存ハ拵ニ相見申ハ

海舟書屋

一最前申渡ハ通発急キ筋成ハ故ハ済即日出立

済ハ而蔵ハ奏ニ而ハ執改連名ニハ上ニ花押

ニきハ而も不細者ニ者費ハ

一ハ書面ニ敬ハ渡ニきハ敬ハ同拵ニ

ハ書付ニハ花押ニきハ而ニ不都合且ニ

違拠ニ不相成ハ者何ニもハ花押ニ上

ハ済ニ不存ハ

一花押ニ奏ニ改存ハ而中ニハ敬ハ江戸表ハ蔵

出而中立ニの奏ハ兼而相済ハ執改ようニ通

簡ニも者ニハ通自分ハ〆ニ中間ハハ則日幸

政府ハ政中立ハモ国柄ニ対何事ニヨラス不
残心慮遠ハ以巨細ヲ伴ヒ世中少ハ抵疑
且又其評如何ヲ政ヒ政ヒの義を強ヒ是ハ義
ニモ至ラサル時長不安義ニヨリ方今我国政事
ニ強て是支ヲ義ヲ其次第ヲ武百年来ヲ顧
国風流ヲ合ヒヲ考ヘ一体ヲ人心不拒合ヲ評
議ヲ政ハニ自ヲ自治民百姓兵等及驚動
仰板ヲ不敢合等ヲ生モ猶升其意政府ヲ深
く心配ヒハ義ニ付右等ヲ故障氷解いたし
ハ迚ヲ問暫く出府ヲ義永屋ハ義を強相成行

海舟書屋

也ハ書ハ要任ヲ廉を以拙者共ハ中
度ハ

一右ヲ元表ヲ重ヲ伴ハニ付ハ重ニ至ヲハ
ハヲ猶中立候ヲ上ハ拙ヲ再意ハ沙汰ヲ
猶モ方ヲ能ハヲ国君ヲ全權ヲハ與ヘ
ヲ城ハ旨ヲハ印證ハ不持ニハ私モフ
レシテントヨリ全權ヲ與ヘハ印證不持
兼立ハ日双方ヨリ右證書ヲ出照意ヲ
ハ上ニ至ヲハ日ヲ使ハハ後列ヲ仕日数
ハ

一正中国印達自分共も不持渡し居り候共遂ニ
如何合ニ中共上を重大ニ事件之ニ付中立い
式
一右一條ニ付而をフレテントヲ令英
国法も省ク第ニ中立面ハ通是非とも江
戸政府ハ義出直ニ言上不仕ハ而を難相
成ハ候共ニ付而ハ漸実ニ中少も穿ニい
事ニ付第ニ中立ハ通全権ニ達書為ハ引
合中上ハ上ハ後別ニ仕ハ
一先達中自分共遂ニ中立ハ面重ニ三件政府ヨ

海舟書屋

リ見出ニ付ニハ引ニ中達ハ
一右ニ先達而中数日ニ間ハ議論も仕ニ付
別ニハ後別ニ及篇も安ニ沙吾ニハ接拶
相伺ハ遂ニ第ハ更ニ変ハ書面ニ而ニ
相伺ハ
一一ト通漢説ニ額ニ兼成吾活定ニ上を書面ニ而
ニ相達ハ
一又ニ数日ニハ議論を何事ハ用捨ニ不管
右三件を何也ニも書面ニ而ハ接拶相
預ハ

一書与来を不盡故誠実の意をも中述ぶ中立件々を図成否の事情要細演述の上に至ればなお初後より書面の意義を強弱の親疎の意を失ひ或は忌嫌ひの義等とも述るに至ればいへども方今の事情不止已次第柄小只其要とする要を面掘中述ぶ為是非とも一意つゝ申ぶ

一先近に誠実の本にかりつゝ相伺ん

一其評再随従者共に限り直買致し度中立を取居ぶ也右に付巨細面伸謝等追而引會つゝ及ぶ

海舟書屋

一西買ぶ売評の上を清国の貨幣ぶ渡つて仮下ぶ清国の西買ぶ売評の詮を受ぶ

の矢張ぶ用不ぶ中立有入ぶも同様に古

度ぶ

一日本通用銀系銭とも引替つて相渡ぶ其評系随従の者ぶ限り売免ん譯に付右の要旨く相心得随従の者共ぶも密く中付る元用系の外余人に譲渡し或ぶ右を以て他の用系足しぶん

彼等迄の振方綿つて仮渡ん

一此度の類文の中渡日本通用銀系銭等

此渡相成ル上ニテハ国外ニ持出シル義ニ
勿論自今渡来ス者其外他人ヨリ預リ
受用辞退セシル義等一切為仕ル義ル
一其許義ニ其国官吏中重官ニ者ニ中並
モ有ニ政府ニテモ委細承知ニ義故定ニ境外
出歩ニ義永世迄禁止セシル儀ニ付ニ
九過刑モ中入ル通リ国法何合モ云ニ人心不
居合ノ柄ニ付先ニ御ニ如何様ニ不都合ニ出
モ御計其次第ニ等ル而ニ自然親睦ニ名義ニ
モ拘リ自分ニ八勿論政府ニテ深ク掛念ル

海舟書屋

義ニ付暫ニ間出ル様見合有ニ様以ル
一私義ニ江戸京大坂等何ニ義ニ而モ勝手
ニ徘徊相叶ル免許更右ニ威権ニ偽ル
者ニ有ニ
一右ニ威権モ有ニ様ニ仮ニ只今下入ル通商義
後ノ如ク渡ル而ニ意外ニ差障等出来ニ彼モ親
汁越ニ方今ニ義ニ而ニ政事ニ障ニモ相成迚
而ニ免朝モ有ニ様ニ其国ヘルリヲ以テ伯理璽
天徳ニ差出ル書簡中ニ他邦ニ政治ニ妨ク
ル事ニ様ニ無モ相見ヘ竟預ル方今境外出歩ニ

義を中立いるを我国政を妨に相成る義をも
不申厳論に相當り其方より和親を破る様
を疑意に當るを斯互に誠実をつくさの意様
通さる様まで不穏原く勘弄者を度
一随意に出行致しは丈の権者をは先
止に相成るを右を威権挫ける筋に相
當る何分兼仕る
一先止る連権を挫きん様にを先丈を筋者
を以當分其権を元包む様中後義に者を
一先ゝ勝手に出行相成る権者を除を沛

海舟書屋

国政者にのも兼知る義にのを様に
も那廷意を書のを中吟る義に付右権を
行る義を當分仕る義を破私等者を義
其場に発致る義を為のに合つを下る
一弘永等を水幸を義に付右を其義に臨反計方
もつ考へる
一下田箱館に其国商人先亜度由を中立に身自
分を限り格別懇切を廉を以打咽ヶ中国に商
長箱館表に其国エゼン・トライス殿支殿一同
人同所に居住いるしに支源民及び其什物を

授受其國ニ於及ひ其人民を敬助し右ニ付心
要ニ品日本ニ向ル弧矢物を直ニ其國より取寄
度由申立有ニ者時反調中ニ付右反汁沿定及
ふ迄を此ヶ條義暫猶予ニ度ル
一右ニ不拘日扶桑ハ慶ル私仕度箱館ニ滞来
ニ船ハ何と申船号ニ為ル式
一船号をセ子ラルスコットと申ル右ライス渡
来を其許兼ね心得ニ居ル式
一取りル義一切ニ付ハ慶ル右を和蘭條約ニ
準を以一已ニ心得まて差越預立ル儀と
存ル私為地ニ差立ル上ハ私ハ其沙汰を
ニ右ニ者等政府より別段差越ル謂迄為
ニ且自國ニ為をコンシュルセ子ラー
ル兼コンシュルライト又コンシュル等
ニ名目ハ小ニアケントを唱ルを自國ニ官
名ニを為ハ慶ル右を他國ニ者ニハ式亜
米利加政府より充向ル者ニを有ニ名
義ニ付商石ニ有ニ日本スクーニル船洋
借ル為ハ私彼地ニ差越反調ル私ニ仕ル
一名目等ニ義を傳國ニ誤もニ有ニ慥寫ニ意を

海舟書屋

以国辺の事共不残申入の義に付右仏方等之
義を特相頼の廉も〻有之先其後に申渡の
振合の

一兼而仕の儀に付ては外之義にも仏蘭西箱館表
に申下官吏亮亜の〻別而紙合宜の産の
為私より相頼の為文之者に不拘〻相
成申下官吏箱館に居亮亜之義に付評容相
成の振仕度の

一箱館に官吏等〻亮亜義ハ條約之外之義迚も
亦亮の義を強成の

海舟書屋

一仏蘭西の義亦事務の柔和中立の亜国商人
共迄亮亜の義を如何に唐の式

一右之義条中入の通箱館一体居合次第〻及接
渉之振合〻に成の

一此度の人物に拘こ申も特に変義不相
成義ニ付

一都而中立之強厚相合之反抗の義に申交て
虚妄又を不人情之仕向を不致何も不遠国接
渉〻後の為暫時安相待の振合

一仏蘭西所様ニ申〻彼に相談安下宜に迚事

は産に拘る預に元銀日延相立に付ては養
つ方そに成
一つ成丈急つ渡候様出羽守殿(昨日)へ意種々
混雑致さに為其旨を推察方そ度に
一いつも迷ひに候様今度も左様
御仰望に上も時日に延に成に拘る
に不誠実を方そ為且今日に渡そ銀左
そ通
一金銀を以て買そ為そ官吏等賂渡そ者に
限りに事

一官吏七里外出歩そ免許を改府に願出
りといへども右免許弘永等に不過を不
用事
一不回箱館に高人居住そ為反調そ上ゝ及
談判事
右そ通ケ條書に御認蘭文に為に譯明日出
を仕に産に拘る仕度に
一兼加渡しに右そ銀を以書面為反調明日相渡
つ中に
右そ通に産に

海舟書屋

己五月

亜墨利加官吏對話書差上ノ義等

井上伝濃守
中村出羽守

去ル十七日附を以テ上亜ノ同日亜米利加官吏ヨリ對話書壱冊差上ヲ且其砌蒙ル官吏ヲ立ル亜買弗下回箱館ヲ亜國商人引移ノ義其余五里七里外出歩ノ義等今般ハ小知ノ旨

海舟書屋

を以亜買を度評外ケ條を吏ヨリ境得ヲ上境外出歩ノ廉を強破永等ノ長を指別其金を出歩不許長夜校高人引移ノ義を程ハ許容ノ廉限ヲ立ル二分別冊對話書ノ通遵ル及接拒ル接中後右ノ廉ノ別紙寫ノ通書ヲ後ノ墨十八日官吏ヨリ相達ヲ亜商人引移ノ義を動奔ノ決定も内度ル別限及引合遵ル中上ル振マ仕ル條ノ對話書外壱通相添被下上ル

以上

第一日本貨幣 銀壱分不洞浅 を以て品物を商人ヲ自

身を買入るゝ事をコンシュルゼネラール其
眷族と計り許を受ること他人にも許さず
第二コンシュルゼネラール七里境外に出る權
を政府より知る所なり領事とも駐箚等如迫し
ての外々此權を用ひを延ゝ来を待ゝり是迄
コンシュルゼネラール然承諾せり
第三下田箱館に於ては亞米利加人居留の為
地を廣ゝ変を勘考を上変所を奪ゝ
巳五月

海舟書屋

規定書

帝國日本より於て亞米利加合衆國人民の交
りを形委置をむ為り全權下四名の井上
伝濃守中村出羽守と合衆國のコンシュル、
ゼネラールエキセルレンシートウンセン
ト、ハルリスと各政府の全權を持ゝ可き
評議し約定を為る条々左の如し

第一ヶ條

日本國肥前長崎の港を亞米利加船の為り國
き其地より於ゝ其船の破損を繕ひ薪水食料或

八丈迄の品々を給し石炭あらハ又支をも渡
を免し

第二ヶ條

下田箱館の港より来る亜米利加必用の品目
を除く得ハ〻其分を辨ずる亜米利加土
人を右の二港より亟且合衆國の下官吏を箱館
の港より亟とを免許を

但此圖条ハ日本安政五年年六月中旬合衆
國千八百五十八年七月四日より施を免し

第三ヶ條

海舟書屋

亜米利加人持来る要の貨幣を計算する時ハ
日本金壱分或々銀壱分を日本分銅の正しき
を以て金ハ金銀ハ銀と祥し亜米利加貨幣の
量目を定め称して後吹賃・入費の為六分丈の
陸分を日本人より渡を免し

第四ヶ條

日本人亜米利加人に對し法を犯す時ハ日本
の法度を以て日本司人罰し亜米利加人日本
人に對し法を犯す時ハ亜米利加の法度を以
てコンシュルセ子ラール或ハコンシュル罰

を亟し

第五ヶ條

長崎下田箱館の港より於て亜米利加船の破損を給ひ又は買ふ郵の諸欠乏品代等は金或は銀の貨幣を以て償ふへし若金銀を不持せさる時は品物を以て償ひ亦亟し

第六ヶ條

合衆國のエキセルレンシー コンシュルセ子ラールは七里境外より出へき權ある事を日本政府より於て承認せり然りといへとも船舶等如

海舟書屋

迫の場合はあらさるは其權を用ふるを延て事を下田奉行に於てコンシュルセ子ラール兼諾せり

第七ヶ條

商人より品物を買ふ事はエキセルレンシー コンシュルセ子ラール兼其役員より直る者に限り売渡し尤其用弁の為に限或は銅銭を渡すへし

第八ヶ條

下田奉行はイキリス語を知る合衆國の工

キセルレンレーコンシエルセヲラールヶ日本語を知らぬ故に真義ヶ条々の蘭語譯文を用ふ至し

第九ヶ條

前ヶ條の内寺二ヶ條ヶ記せる日より其條ヶ各約定せる日より行ふ至し

右之條々日本安政四巳年五月廿六日亜米利加合衆國千八百五十七年六月十七日下田港用所に於て両國の全權調印せし由るもの也

井上信濃ヶ花押

中村出羽ヶ花押

亜墨利加官吏ヶ引合之義ニ付

中上ヶ書付

井上信濃ヶ

中村出羽ヶ

此御中上ヶ亜墨利加官吏ヶ引會之度々規定書物取替相渡ヶニ付兼ヶ中談之ヶ今後私共ヶ仕渡ヶ度ヶ

沖列物之官吏不持為立ヶ亜國大統領印章之

照意ヲ上重大ヲ事件等支ヘマ承知愛右
沖判物ヲ内文候蘭文ニ譯シ茶以洋見被シ度
旨彼方書付も同様譯いあしマ度誠旨中ヶ以
ヨ付右譯中付先きしい愛別紙和解書ヲ通書
付度出シ則善書昨八日発送中ハ程思ヲ紙面中出今日
も書付度出ハ様ニ付右等一覽勘弁ヲ上意振
を也仕何様ニも及読得迄日ヲ〇
沖判物等照意ヲ大ヲ事件兼ハ様ニ也ハ度
ハ様ヲ夷情紙測ハニ付先別紙和解書茶若書
写相添被候中上意ハ以上

海舟書屋

閏五月九日

亜國官吏発出ハ書付和解

千八百五十七年六月廿九日

下田

アメリカ合衆國のコンシュルセ子ラール

館

下田談話

エキセルレンシー井上伝濃の太主茶中村出
羽の方主ハ

予海の十分なる全権を託したるとの訳文を
誤あるを若く其文大に通
海に余し全権を授けず田に於て外国事
務に係る事ハ都て取計ハしむ
是ハ海に該件を取計ハしむるための全権を與
へる事能ハざれ共事を変改せるための全権
を與へし
予エキセルレンシーに送りある訳文の吾全
権を十分ならしめ全く予に取計の為めに條
約に名記せる全権を與へ

海舟書屋

海の全権の中にハ他の者者りれあり即
海の全権を無御にして別段のものにあらさ
るを云ふなり
我政府に於てハ海アメリカ合衆国に代る人
と引換て取計ひ且変改せる直くの全権ある
へきを望む
若海の全権に二事を含む極大なる時ハエキ
セルレンシー取計の事に於て大に満足也
予更にエキセルレンシーに予格別の尊敬を
題せ事能ハざりし

帝國日本の為のアメリカ合衆國
コンシュルゼネラール
トウンセント、ハルリス名記

真譯あり

ヒュースケン

亜國官吏に充たる言書

合衆國コンシュルゼネラール
トウンセント、ハルリス足下に

今八日の書簡落手せしむ我全權の義に付示
さるゝ類迄く兼知せり都て我國より送る全權

海舟書屋

と称する諸事百件変改する威權あるを
ゝ有り又百件と唱へる法事後判し変定
するの義にて我より授らもし也くの全權ハ調
判する充分全き威權あるく御史る事あり右
若しおよびい謹言

己酉五月八日　井上信濃守花押
中村出羽守花押

亜米利加官吏に及ぶ合の義有井上
伝濃守佐渡守仕の義中上の書付

亜米利加官吏ヨリ引合ハ廉々想定書ノ写ヲモ
相渡サレ上私共ヨリ訳ノ上亜ハ沸利加ノ使ヲ
方印證ヲ照為ヲ上官吏出府ヲ乗ニ云上マ仕
由義ヲ中立ハ重大ヲ事件義ヲ別段掛念ヲ筋
モ無ヲハリ伝濃ヲ内府仕度ヲマ中上ヲ向書
度出亜ヲ夕ヲ内ヲ知ヲ無ヲハ愛ヲ此極中ヲ
官吏商氣ヲ為ヲ表上先達ヲ中上ハ通彼政府ヲ
相渡ハ全権ヲ證状蘭文ヲ譯度我ヲハ下

井上伝濃ヲ
中村出羽ヲ

海舟書屋

亜ハ沸利加ヲ譯ヲ譯ヲ見ヲ府也中国度ヲハ要
右談ヲ版ヲハ事ヲ変ヲ仕全権ヲヲ無ヲ吉等
中立ハ二分年竟国ヲ異ニ我レ文意解レ方相
違モマ方ヲ為ヲ為度ヲハ品ヲ我向中出
沸利加ヲ等ヲ仕ハ度ニモ面ヲ策ヲ十三
日外ヲ用筋方ヲ官吏宿寺ハ樂山多吉郎度ヲ
ハ表不度モ度一昨十五日於ヲ用不面会仕度
版ニ分私ヲ人ヲ死向等定例ヲ通同不ハ無
我官吏ハ意接仕ハ度策ヲ打会海ヲ通通日
沸利加等ヲ見マ仕ハ我ヲ彼国南三月廿八日

此同列相分ル速名ヲ書簡ヲ上初ヶ条ニ合衆
國大統領ヨリ書簡ヲ持人ト中就認亜太書簡
何也ニ当ル諸国相撰ル所其次第ニ参亜ヲ
併ヲ独中立国ニ付官吏モ亜國政府ヨリ別段
ヲ権理無ル證拠而持渡シ私共モ沖委任ヲ
沖判物而特殊立其権全ク備リ居ル義ニ付
大統領ヲ書簡ニ仏文諸国ヲ義勿論ヲ義相居
仏変右ヲ　上ル沖亜ニ而先上命ヲ仮合ル
戸表ル在出ル当ル独政ヲ以ル渡シ中上案ル
ヨ付ル国法モ有ヲ執政方先亜　沖亜ニ書簡

先上ル義ヲ変ル独相撰商ル日本政府ヲ別
府ニ当其上若書ヲ通沖委任ヲ権ヲ大統領
ヲ書簡諸国件ヲ中立モ而承合ヲ以先亜
ヨ付国余亜シル相互ヲ義務ニ進ヲ中立
ル廉ヲ汐合相渡ル上ヲ亜大ヲ義而中立候
若ヲ意接ヲ砌後ヲ中ヲ今更事ヲ設ケ右仰ヲ
義而中立節ヲ安ヲ候再三再四中諸ル拒ル行
分義仰不仕ル旨私共ヲ若書ヲ趣意通当
中吵亜官吏立内ル渡一仰ヲ素渡寄ヲ嘉兵評
議ル変只今迄法規ヲ引合ニモ意ク計策ヲ接

海舟書屋

言ハ表裏ヲ以テ容易ニ中外ニ露シ難キヲ彼ト
湖中ニ隔リ社稷ニ相成大統領ヨリ命ヲ別
陸ニ於テ中等ノ人事ニ密ニ此上活潑御
ニ及ハサルヲ書翰活潑ヲ以テ浮亟至大ト云
ヲ中立ハ次第ニモ可ト思ヒ変此今意接ト云
時ニヲ右件ニ中立ハ〻数ヶ度意接ニモ相成
変遷ヲ数日ヲ相御中等モ中ヲ全ク別事ヨ
八ヶ〻貿易再仕ヲ滝ニ付国ヲ一条ト粗相図
ハニ月変及遷ハ其義私ヲ限リヨテハ
連モ不行届由等中唱書翰特条彼此有ヲ義ヲ

海舟書屋

貿易開港ヲ二ヶ条ヲ押並ヘ移意通リヲ相遂
度段ヲ以ヲ彼計畫通リニ成行貿易開港ヲ義
切ニ中ヲ沖要任ヲ廉ヲハ是非ヲ変義不任ハ
ヲヲ組相成場合ニモ可リヲ中沈ル変右ヲ条
ヲ以ヲ調ヲ以ヲ模板等ヲ以ヲ義ニ付以ヲ要任ヲ
事ニハ以ヲ私ヲ限リ変ヲ言ヲ組任ハ旨一
ト先彼ヲ迎ハ意ヲ外ト此方ヨリ書簡活潑
方不ヲ拘内情事ヲ取ヲ義ヲ中国私ヲハ組相
渡ハヲ全権ヲ場合ニハ以ヲ 清国命ヲ組止
旨以十六日ヲ再ヲ及意接ヲ人出有ヲ上官吏

中立ヲ敬遠一入ハ強テ相義候中達伝濃守明
十八日面不出立仕出府ヲ上要細中上ハ拙ク
仕候評定仕ハ後ヲ對話書二冊相添此候中上ハ
以上

己六月　井上伝濃守
中村出羽守

己六月廿九日伺中ヲ相渡
不田事務ハ達
是

海舟書屋

亜米利加官吏出府ヲ義伺之中ハ出発評相成ハ
様ト仕治定ニハ也彼官吏ニモ粗義知ヲ通寛
永以来ヲ仕制度ヲ改ハ事ニ而国法ハ表向
合市ヲ江戸列侯始ヲ居合方モ不行屈被義
ヲ石ハ以義ニ十和兼ハ曰其候中国ハ拙ク
後ハ且又重大ヲ事件形ハ為ハ沛判被
下ヲ以ヲ中立ヲ於ニ知リ石兼ハ為ヲ後ニ時
日ヲ後ニハ義ヲ伺ハ不ク能ハ曰重大ヲ事件
ハ疑ヲ兼リ中出中国ハ先方ヲ此方推量ヲ通深
交易并港船ヲ義ニ曰其方ヲ仕役権ヲ場合ヲ

以即芸ヲ取扱中ハ以ノ、御反帥安ヲ交易ヲ義
を兼ネ反国ハ稜り評変相成仕法者ら反調中
ニ付ヲ其物長崎表ニも仕役人出張致　仰付
ハ相ヲ義ニ付大元見留も付ハ上を早速ハ見
許ヲ相成不田滝哲ヲ義も其稜り兼ヲ評変相
成居ハ仕法協而ヲ義見支ヲ方安紀中ニヲ法
定不致ハ可右ヲ條ヒも反調出来ハ迚ハ猶豫
ヲ波早速ニヲ及談判ヲ安中濱ハ若又右ヲ
通治定相成居ハ上を其方を仕役推ヲ場合を
以交易并滝哲ヲ義也ニ條約ヲ為反哲ヲ旨中出

海舟書屋

ハを日本全国ニ係りハ大事二百餘年ヲ法制
度を変ハ義ニヲ政府ヲ大儀を所置ヲ致ハ
義ニ付下田奉行場合ニヲ強及決断ヲ旨寄ヲ中
論ハ振ヲ致ハ事

別段達

亜米利加官吏出府ヲ義別紙ニ相達ハ旨を以
中論ハヲも兼仕不波国令強胸旨を以是非此
義出府国書　帝直ニヲ義上ヲ中張ハ以ノ、御
国令を辱めハ譯ニヲ安ヲ国滝渡未タ同合
も安ヲ江戸列度等ヲ居合方も不沙届此義出

府ニ義ハ何分先ハ此事ニ付国命を不奪拙其
儀委細書翰を政府より彼政府江ハ申遣ハ間
右書簡相渡ハ ハ、就便次第本国江相届返書
到来ハ ハ、其諭を以猶更計ハ拙ハ政ニ近申
談ハ心得を以精ニ ハ申諭ハ事

已七月二日伺中ち相渡

評定所一覧

海防掛り

筒井肥前ち

長崎表

箱館表

下田表江

同

亜墨利加官吏出府ニ義深ち治定相成ハニ付
而ハ不遠ハ安石ハ港ハ為先ニ外ニも諸ニ心附
ハ段ハ委細取調早ハ ハ申関ハ事
一道中海陸共拙ニ問何れ元ハ就沙ニ事
一途中附添人取締向ニ事
一滞留中旅宿等警衛向ニ事

海舟書屋

一非常ニ長ク商向ニ事

一遊歩茶山所向ニ事

一登城祥禮ニ長禮式ニ事

一魚接場茶屋服等ニ事

一洋傾物茶菓ニ類ノ贈物等ニ事

一右ニ付京都茶山三家始向ニ達案等も可

調ヘ安中向ハ事

亜米利加官吏ハ下及直接ニ書面差

安藤殿ハ愛ニ付見込ニ類中上ハ書付

海舟書屋

井上伝濃ヲ

昨廿九日山書面を以安藤殿亜米利加官吏

出府ニ一條茶交易流産ニ類等吏ニ書面ニ

類熟覧都年仕見込ニ類左ニ中上ハ

此儀官吏出府等ニ付而ハ茶ヲ入出

砲ハ通彼我国金銀無止私出府個ニ上変義

ヲ仕吉中国彼地出立仕ハ其後最早四十日

陸相立先此中ニ義方及延引ハ儀ヲ国実

憤リ小事ニ熟合偏迫彼是苦情中立居ハ形

柄ニ付此度私出張仕ハヲ、金事ハさし亜

右出府ニ交渉ツ兼而初發ニツテ中國必定ニ為
其義今般出府仕候ニ付ハ為詳ハ出府仕候ニ付
治定ニハ相成ル云々ニ付次第柄も有之此義
ニ付ハ我ニモ兼ハ類中國ハ相成出府
ニ見留ル為ニ品能時日を引延ハ義と推量
り重大ニ事件等を申不申立引合筋を相止
ル國取渡を相待事を量りハ次第ニツテ至
此方ハ相成を猶ニ所置を強ル数ハ彼也出
府ニ成ハ國會ニ類等厚ク郡奉ニ上ハ為詳
ニ相成ハ相成を強此方重大ニ事件等ツ兼而

海舟書屋

免沖判ハ申也不亟ハ義ニ付右事件等
支ニ取りハ上出府ニ相治定ツ仕候中國ハ
將ニ不際限長延ハ義ニ在ニ強ニ互ニ國會
を相立ハ後判ニ付取仕ル而論右見過
ニ付續ニ相運ひ彼也出府仕ハ義ニ相成ハ
ハ其以前出府ニ上別段ツ中立廉在ニ付
ニ限前法直ニ書翰長上ハ義を強相成右等中
論右等治定ニ上出府相合ニ義を中上ハ相
ツ仕ハ
一重大ニ事件兼ニハ上兼而推考仕ハ通交易

并港要之中立こハ可も條とも兼而ハ活
定相成居ハ旧右ハ仕法ハ互調中ヨリて其
為見長崎表ハハ役人出張ス　作角ハ和之
義元見留附ハ上を交易ハ見洋港之義も場
所之義支方ハ和中ニ角右ハ互調出来之
上不速ヨリ談判ヲ及申論ハ拙ヲ仕若私及
沖役様之協合を以前書為條とも直ニ條約
ヲ為取結申ハとも日本全國ハ係ハ義
ニ付政府之大議を以ハ要置ハ為立ハ義ヲ為
私共独及変断申是又申論ハ拙ヲ仕申右を

海舟書屋

ハ論意之趣を以いつ拙とも説ヲ仕ハ論
之為條とも内ハ互週中之中近ニ為を是又際
限も私之引延ハ義を推量ハ同ヲ相成年月
日之限を交易條約を互結ヲ重右ヲ中立ス為
其義ニ必日本全國ハ係ハ大事私共之場
合を以独及変断申等中ハハ　沖判為
不意ハ要任之廉を押立ハ同ヲ相成年月日
を勿論條約之義も前以互拙ヲ重申ヲ中立
を必独ニ為ハ　是中断ハ　沖判為
為沖要任之廉も互ニ拙相心論速も私とも

限りこれを報恩義と出府し上執政方に此
對談を義つゝ立いに百交易差滞変を義一同
此方より つゝ成丈時日相延し相應接つゝ仕い
候を為條とも此国つゝ相成年月日應接を擬
相次背私を有拾右條約を義を以有調出来
いるし此国つゝ相成年月迄に滞換一同有拾
つゝ吉及急接いつゝ夷情猶計いへとも元を
談判も行届つゝ公方もをくいるを書面持
来を廉を以出府し上執政江戸表即時此
英断相願い拾中蒙いを義つゝ成行ふを存

海舟書屋

いる右見込を以相申上い今般此度を
願も有を者忍入い義に此度い応を應接つゝ
相整ふをの見据を義を其後此諸事中上
いるを元より話談を義其儘に望を此新裁
とも拘りい号為意を願事中上い此上御
ても時日を移いるを彼也憤怒を相招いる
已に自然此方より中国い願意貫徹不仕
い号速に書面を願い度号為此拾度
い拾を別紙中上い通来月三日此永禄信事
預江戸表出立つゝ仕を存いる以上

三七月

下田表より相達し書付

初ヶ条官吏出府及計方ニ付見込ニ通ヲ以相心得し二ヶ条交易ハ及開港年月日ニ付ても官吏不及相方ヲ以仮條定ニ至候場合ニ至りては十八ヶ月以上を期限と為し候様ヲ至心得し事

下田表より口達ニ付

海舟書屋

此度ニ意接を一旦出府ニ上政府ニ及議を以後判いたし候ニ付中迄も至ニ心得を別而厚く至心附一言半句ニ付も能く思意いたし意接之儀ニ付ニ事

一交易港暫ニ付下田表限り可相心期限不及定ハ日を独り府吉ニ意ニ任も方ニ付至接十八月以上を相達し候を実を及調方ヲ以府ニ茶以ニ意之接ニ事ニ付ニ辞報心期限を成丈ケ延ハ相成し度ハ事

不因事務に口達する是

朝鮮と我東隣好通信を國に為慶長年間
より寶暦度迄彼國より隣好を修しむるため信
使来向國書呈上に付江戸に於て
応対礼者を以要品を不敵合を義者を寛政
年間両國隣好誠信簡易省弊を義を講定済し
文化度に至り朝鮮接近を對別に於て信使
接對者を國書語反源も亦帰相源隣好誠信を
道を更に相替義なを事に付右御慶長以来より
續江戸来聘を朝鮮信使さへ諸般不敵合を事

海舟書屋

此者を故隣好誠信を義を講定いたし對別限
を以礼を相成居候事に付亜墨利加國より
を書翰江戸に持来に付更反とも仮分不相商
を事に付是等を類官吏に中國に為宜事に
も亦森に付を合点参り候誠実に没得な
及ぶ方に付候事

明之
海舟書屋